

第 6 回 軽米町議会定例会

令和 元年 1 2 月 5 日 (木)

午前 1 0 時 0 1 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2 号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 軽米町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 令和元年度軽米町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 0 議案第 8 号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 9 号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 令和元年度軽米町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

○出席議員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	7番	大村		税	君
8番	本田	秀	一	君	9番	細谷地	多	門	君
10番	山本	幸	男	君	11番	茶屋		隆	君
12番	松浦	満	雄	君					

○欠席議員（1名）

6番 館坂久人君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	吉岡		靖	君
会計管理者兼	税務会計課	小笠原		亨	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君	
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君	
産業振興課	総括課長	小林		浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君	
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君	
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君	
教育委員会事務局	総括次長	堀米	豊樹	君	
選挙管理委員会	事務局長	吉岡		靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君	
農業委員会事務局	長	小林		浩	君
監査委員会	事務局長	小林	千鶴子	君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第6回軽米町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
なお、館坂久人君から本日欠席する旨の届け出がありました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案10件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、田村せつ君、山本幸男君、上山誠君、茶屋隆君、細谷地多門君、江刺家静子君の7名であります。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和元年8月分から10月分までにに関する現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、11月28日午後1時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より12月13日までの9日間とし、議案10件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

次に、管外から郵送により陳情書2件、町内から陳情書2件の提出がありましたので、資料としてお手元に配布してございます。

また、本日までに受理した請願書1件は、お手元に配布した請願書のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

- 議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申し出がありました。これを許します。
町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに、令和元年12月定例町議会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、令和元年台風19号災害に係る災害復旧事業について申し上げます。農道など4カ所に被害を受けた農業用施設の復旧につきましては、年度内の完成に向け、契約手続に係る作業を進めているところであります。

また、小規模な農地の個人での復旧を支援する農地等小規模災害復旧事業費補助金につきましては、広報かるまいお知らせ版やかるまいテレビで周知を図っており、申請に基づき順次確認を行い、補助金を交付することとしております。

路面流出の被害を受けた林道久慈平線につきましては、地域の生活や林業経営に支障を来すこともなく、既に修繕が完了しております。

町道等公共土木施設に係る復旧につきましても、道路については既に復旧し、河川被害につきましては今月末に復旧の見込みとなっております。

また、被害の大きかった沿岸市町村からの要請を受け、復旧事業支援のため10月後半から技術職員1名を派遣しているところであります。

防災訓練について申し上げます。平成11年の豪雨災害から20年が経過することや、近年の台風、集中豪雨による災害が頻発していることから、10月27日、水害を想定した防災訓練を実施したところでございます。消防団や自主防災組織、町職員など約180名の参加を得て、災害対策本部の運営や通信訓練、土のう積み訓練、避難訓練、救命措置訓練など、有益な訓練であったと思っております。防災訓練で得た課題等を検証し、今後の防災対策に生かしてまいることとしております。

次に、再生可能エネルギーの取り組みについて申し上げます。山内地区のメガソーラー施設、軽米東ソーラーにつきましては、今月1日から売電を開始しており、去る12月3日には竣工式が行われたところであります。また、軽米西・東ソーラーの保守管理に当たる事業者が11月中旬から大町地区に事務所を開設し、6人体制で常時管理に当たっているところであります。

太陽光発電事業者の株式会社レノバがミレットパークに整備していた展望台が完成し、12月3日に町に寄贈され、翌4日には町民見学会を開催したところであります。来春からは、ミレットパークの新たな観光施設として活用してまいることとしております。

また、高家地区のメガソーラー施設につきましては、本格着工に向けて各種準備が進められており、12月17日に起工式が予定されているところであります。

次に、火葬場整備事業について申し上げます。建築工事は、本年12月中にはコンクリートの打設が完了し、躯体ができ上がります。電気、機械設備につきまし

ても、おおむね順調に工事が進んでおり、令和2年2月中旬には火葬炉の搬入予定となっております。また、10月25日に15名の委員による軽米町火葬場名称等検討委員会を設置し、火葬場の名称や使用料金等についてご意見を伺ったところでございます。名称は、一般公募を原則とし、広報かるまいお知らせ版、ホームページ等により周知を図ったところであります。

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業につきましては、台風19号災害等による人手不足から若干のおくれが見られるものの、基礎工事はほぼ終わり、現在柱や壁等の立ち上げを行っている状況であります。今後におきましても、同協議会と町の職員で構成する特別養護老人ホームいちい荘整備事業推進部会を中心に事業の進捗管理を行い、事業推進を支援してまいります。

次に、移住・定住推進事業について申し上げます。地域おこし協力隊への取り組みにつきましては、観光事業の充実や中心商店街の活性化等を目的とした株式会社軽米町産業開発の事業企画、6次産業化の推進を活動内容として隊員を募集することとし、ホームページで公表するとともに、地域力創造事業専門員との連携により、都市部でのPRに努めているところであります。

また、県と連携し、9月中旬に実施した、いわて定住・交流体験ツアー事業を初め、10月20日と12月1日に東京都内を会場とした移住・定住のPRイベントを開催したところであります。

次に、福祉事業について申し上げます。高齢者が地域で安心して暮らせるよう住民がともに支え合う地域づくり、地域包括ケアシステムの推進につきましては、晴山地区と小軽米地区において高齢者の新たな通いの場が設けられ、10月から活動するなど、高齢者を取り巻く住民主体の生活支援体制の整備も着実に進められているところであります。

健康ふれあいセンターの介護保険サービス事業の廃止に係る進捗状況について申し上げます。健康ふれあいセンターにおける介護保険サービス事業廃止の計画につきましては、利用者やご家族の方々に説明を行うとともに、同種の事業を行っている町内の介護保険事業者に説明を行い、利用者の受け入れや嘱託職員の受け入れについて協力をお願いしてきたところであります。

通所介護事業につきましては、定員増による対応などにより前向きに検討しているものの、訪問介護事業については受け入れが難しいとの回答であったことから、現在居宅介護支援とあわせた事業移管について、社会福祉協議会との協議を行っているところであります。

そのような状況から、居宅介護支援と訪問介護事業につきましては、今後廃止時期の延期も含めて検討の上、町議会と住民説明会を開催する方針であります。

保健事業について申し上げます。インフルエンザワクチンの予防接種につきましては、昨年度に引き続き接種医療機関を二戸管内の医療機関としており、特に高齢者の重症化、児童生徒の集団感染防止に努めております。

食育の推進につきましては、小中学校と連携した減塩料理の普及活動を初め、保育園での園児個々の成長に対応した給食の提供や、軽米産の食材を取り入れた温かみのある給食を通し、よりよい食習慣が形成されるよう努めているところであります。

また、母子保健活動では、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を目的として、10月に子育て世代包括支援センター「めぐかる」を健康ふれあいセンター内に開設したところであります。これまでの事業に加え、支援プランの作成や子育てに関する勉強会の開催、情報発信等を行うことにより、本町での妊娠、出産、子育てを応援する場として取り組んでまいります。

次に、農林振興事業について申し上げます。水稻につきましては、本年度の岩手北部の作況指数は105と、おおむね天候に恵まれ、やや良の作柄となったところであります。本年産主食用米のJA新しいわての概算払い金は、当町の主力品種であるいわてっこの1等米で30キログラムあたり6,100円となり、昨年と比較し150円の高値となっております。

経営所得安定対策の各交付金につきましては、国から農家への支払い手続が11月下旬から順次行われているところであります。

野菜、花卉、果樹などの園芸作物につきましては、平年並みの単価となっております。果樹につきましては、加工用桃は台風の影響もなく、平年並みの反収となっております。リンゴにつきましては、台風の影響で落果、傷果があり、減収となる品種もあるものの、全体としてはおおむね平年並みに近い数量となっております。ホップにつきましては、生産者数が減少したものの、過去最高の反収となっており、葉たばこにつきましても昨年を上回る収量を見込んでおります。

なお、農林畜産物の放射性物質濃度の検査結果につきましては、いずれも国の基準値を超える放射性物質は検出されておらず、出荷規制等は行われていないものであります。

本年度創設した軽米町親元就農給付金制度につきましては、施行から約8カ月を経過しましたが、いまだ申請がない状況であり、親元での経営開始の条件や給付額など制度上の問題点、農業全般を取り巻くさまざまな課題等を勘案の上、次世代を担う新規就農者にとって魅力のある支援制度となるよう再検討しているところでございます。

畜産振興について申し上げます。畜産産地づくり強化対策として継続実施している繁殖雌牛の県外導入につきましては、今年度14頭の導入が完了したところで

あります。

黒毛和種148頭、馬11頭を受け入れておりました町営牧野につきましては、11月19日に両牧野を閉牧しております。今年度は、昨年度より10日間ほど開牧期間を延長したことにより、農家の生産コストの低減と飼料自給率の向上が図られたものと考えております。

観光事業について申し上げます。秋の一大イベントであります軽米秋まつりは、最終日の降雨が心配されたものの、全ての行事が滞りなく行われ、みこし行列や郷土芸能、山車運行、軽米音頭流し踊りなど、町民の皆様も存分に楽しむことができたものと思っております。

10月20日には、食フェスタ in かるまいと全国さるなし・こくわサミットを同時開催したところでございます。小春日和の暖かな天気恵まれ、ステージイベント、裏巻き寿司づくり、郷土料理や特産品販売などに家族連れなど多くの来場者でにぎわい、盛会裏に終了したところであります。

また、さるなしサミットでは、全国10市町村の産地間交流が図られるとともに、それぞれ特色ある特産品の試食コーナーなどを通じて、来場者にも理解をいただくよい機会となったと考えております。

企業誘致について申し上げます。民田山地区への大規模養鶏団地の誘致につきましては、現在法人が設立され、林地開発許可申請に係る現地測量調査の準備を進めているところであります。

また、町がバイオマス産業都市に認定され、11月29日に農林水産省で認定証の授与を受けたところであります。本年度は、全国で7地域が認定されておりますが、本町は鶏糞バイオマスを活用した先導性が評価されたもので、今後バイオマスの利活用に係る各種事業に国からの指導、支援を受けながら、着実に事業展開してまいりたいと考えております。

12月2日には、本町を含む横浜市との連携協定締結の北岩手9市町村で2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言を共同発表したところであります。今回の宣言を契機として、日本及び世界の脱炭素化に寄与するとともに、都市部との連携強化など、地方創生に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、道路施設維持・管理事業等について申し上げます。舗装と側溝、歩道修繕は、本年度の計画分は全て完了し、小玉川地区内野の橋梁補修は年度内の完成を目指し、現在工事を進めているところであります。

除雪業務につきましては、委託業者等との契約を締結し、冬期間における交通の安全確保に努めてまいります。

町営住宅建替事業につきましては、長屋1棟、戸建て5棟の契約を締結し、工事着手したところであります。また、来年度移転を予定する新町と向川原団地の入

居者への説明会も終え、早期完成に向け事業を進めております。

公共下水道事業について申し上げます。向川原地区の舗装復旧工事は既に完了し、現在向川原地区管路布設工事を進めているところであります。今後も供用開始区域における下水道の普及促進に努め、公共用水域など自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業では、軽米上水平地区舗装本復旧工事が完成し、中村地区、谷地渡地区、駒坂地区の配水管布設替工事は、年度内の完成に向け、関係機関と調整を図りながら進めているところであります。

次に、教育関係について申し上げます。町内の小中学校、幼稚園では、創意工夫を凝らした学習発表会や文化祭の開催、また小中高生が参加した児童生徒英語発表会や、中学校の全校参加と高校生がゲスト出演した小中学校音楽会など、秋の風物詩とも言える文化行事が行われたところであります。いずれのイベントにおいても、参観者から盛大な拍手をいただいております。

国際的な視野を持った人材の育成を目的に軽米小学校で開催されたイングリッシュデイでは、外国人講師の参加も得ながら、町内の小学6年生全員が英語を通じて楽しく交流し、中学校進学後の学習等にかかわる不安解消も図られたものと思っております。

町民文化祭40周年となる今年度は、6月の東京多摩交響楽団演奏会を初め、10月と11月に実施した町民文化祭や11月下旬に開催された岩手芸術祭巡回美術展など、より充実した事業展開が図られたところでございます。

また、防災意識の高揚と各自治公民館の交流を目的に例年開催してまいりました夢灯りにつきましては、平成11年の豪雨災害から20年の節目を迎え、自治公民館連絡協議会のほか、社会福祉協議会を初めとする多くの団体からの参加を得て盛大に開催されたところであります。

事業の実施に当たっては、中高生による会場周辺の清掃活動や雪谷川を守る会の草刈り作業が行われるとともに、当日は小中高生や軽米中学校PTAのボランティアなど、町民各世代の協働のもと、記念ステージイベントと夢灯りの点灯を行ったところであります。ご協力をいただきました参加者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

以上をもちまして政務報告とさせていただきます。今定例議会には岩手県市町村総合事務組合に関する協議議案2件、条例の制定及び一部改正に関する議案4件、一般会計ほか補正予算に関する議案4件の合わせて10件の議案を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において11番、茶屋隆君、1番、上山誠君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月13日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月13日までの9日間に決定いたしました。

◎議案第1号から議案第10号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてから日程第12、議案第10号 令和元年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）までの10件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてから議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例までと、議案第7号 令和元年度軽米町一般会計補正予算（第5号）の合わせて5件について、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。議案第1号は、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるものであります。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面の別紙をごらん願います。岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、一部事務組合及び広域連合を指定する別表第1から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が削除されたものに変更されるものであります。

議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号につきましては、先ほど議案第1号でご説明申し上げましたとおり、令和2年3月31日をもって解散する盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合を同日付で脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うに当たり、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面の別紙をごらん願います。第1項は盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金から、職員に支給した退職手当の総額を控除した額のうち、退職手当支給事務の共同処理をしていない盛岡市の持ち分に相当する額を盛岡市に還付するもので、第2項は矢巾町の持ち分に相当する額については、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるという内容になってございます。

議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号は、会計年度任用職員の給与等に関する条例であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から運用される会計年度任用職員制度に当たり、会計年度任用職員の給与、報酬、各種手当のほか勤務時間等について定めるものでございます。

議案第4号の提案理由をご説明申し上げます。議案第4号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員制度の導入による関係条例の改正、引用条項、字句の改正が必要な条例の改正を一括して行うものであります。第1条の軽米町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例から第7条の軽米町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例までの7本の条例を対象としております。

新旧対照表の3ページをごらん願います。第3条は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、法改正に伴って、現行特別職非常勤職員として位置づけている行政連絡区長と交通指導員、外国青年招致事業による英語指導助手及び外国人講師については、特別職としての位置づけができないとされたことから、関係条項について所要の改正をするものであります。

その他の条例の改正内容につきましても、新旧対照表でご確認いただきたいと思います。

議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号は、令和元年度軽米町一般会計補正予算（第5号）であります。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,949万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,567万1,000円とするとともに、3ページの債務負担行為の補正は、新年度当初から運行を可能とするため、今年度内の契約手続が必要となる町民バス運行管理業務委託事業とコミュニティバス運行業務委託事業、スクールバス運行管理業務委託事業について計上しております。

歳出予算の主な補正項目についてご説明申し上げます。8ページをごらん願います。第3款民生費、第2項児童福祉費につきましては、第4目児童福祉施設費の第13節委託料に子ども子育て支援システム改修業務委託料として654万5,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、第6目後期高齢者医療費の第19節負担金、補助及び交付金に過年度精算分に係る後期高齢者医療療養給付費定率負担金として980万円を計上しております。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第9目畜産振興費の第19節負担金、補助及び交付金に、アフリカ豚コレラ侵入防止対策として、野生動物侵入防止緊急支援事業費補助金1,284万9,000円を計上しております。

歳入の主な補正項目につきましては、5ページをごらん願います。第15款、第2項国庫補助金には、子ども子育て支援システム改修業務に対する子ども子育て支援事業費補助金654万5,000円を計上し、第19款繰入金、第1項基金繰入金は、歳出の補正額に対する歳入の不足額3,283万7,000円を財政調整基金から繰り入れようとするものでございます。

議案第1号から第4号及び議案第7号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 軽米町印鑑条例の一部を改正する条例と議案第8号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件について、町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 議案第5号 軽米町印鑑条例の一部を改正する条例の提案理由について説明申し上げます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省で定める印鑑登録証明事務処理要領が改正されるため、軽米町印鑑条例の所要の改正をしようとするもので、公布の日から施行するものです。

改正内容でございますが、登録資格の制限を規定した印鑑条例の第2条第2項第

2号中、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改め、成年後見制度を利用していることをもって資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に審査、判断する仕組みへと見直しするものでございます。

次に、議案第8号の提案理由について説明申し上げます。議案第8号は、令和元年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,282万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億982万3,000円とするものでございます。

議案第5号、議案第8号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第6号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例と議案第10号 令和元年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）の2件について、水道事業所長、戸田沢光彦君。

〔水道事業所長 戸田沢光彦君登壇〕

- 水道事業所長（戸田沢光彦君） 議案第6号及び議案第10号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第6号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例第15条の次に第16条として臨時または非常勤職員の給与について定めようとするものであります。

次に、議案第10号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第10号は、令和元年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）について議決をお願いするものでございます。

補正予算書1ページをごらんください。予算第4条本文括弧書中、不足する額1億7,733万7,000円を不足する額1億8,030万7,000円に改め、資本的支出の予定額を2億5,805万8,000円から297万円増額し、2億6,102万8,000円とするものでございます。

議案第6号及び議案第10号とも、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第9号 令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第9号について提案理由をご説明申し上げます。議案第9号は、令和元年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第3号）でご

ざいます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,128万9,000円としようとするものです。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案10件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案10件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和元年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案10件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。本日以後の特別委員会は、委員長から通知されます。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月9日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前10時42分）